

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、53年12月から54年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで  
② 昭和53年12月から54年2月まで  
③ 昭和55年10月から同年12月まで

私は、厳格な父親の教えにより、厚生年金保険に加入していない間は国民年金に加入するようにしており、最初の国民年金加入も退職直後、自らA市役所B支所で手続きしたはずで、申立期間①が未納であることに納得できない。

また、免除期間は被保険者期間として扱われると聞いていたので、申立期間②及び③について、同支所で元夫の分と併せて私が手続きしたにもかかわらず、私の免除の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和43年7月から同年9月頃の間払い出されており、申立人はこの頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、この時点では、同年2月及び同年3月を過年度納付し、同年4月から44年3月までを現年度納付することが可能である。

また、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、厚生年金保険料との重複納付を理由に昭和44年8月及び同年9月の国民年金保険料について、45年1月7日付けで還付決議されていることが確認できる。

しかし、社会保険庁（当時）の取扱いによれば、還付金がある場合には、時効となっていない未納保険料に充当することとされており、上記の還付決議の

時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効となっていないため、充当可能であるにもかかわらず、その形跡は見当たらないことを踏まえると、申立期間①については、納付済みであったものと考えられる。

また、申立期間②について、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、昭和 53 年 10 月から国民年金保険料の免除申請が承認されていたところ、同年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した記録となっているが、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、54 年 3 月 1 日であることが確認できることから、強制加入期間である申立期間②については、国民年金の被保険者資格を喪失することはできず、当該期間は免除期間であったものと考えられる。

なお、申立人の元夫についても、特殊台帳によると、昭和 53 年 7 月から 61 年 3 月まで免除申請の承認を受けていたが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、53 年 12 月から申立人が国民年金被保険者資格を再取得した 55 年 10 月より前の同年 9 月までの免除期間が取り消されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間③の国民年金保険料の免除申請手続を申立人の元夫の分と一緒にに行ったにもかかわらず、申立人のみが免除とされていないことに納得できないと主張している。

しかしながら、申立期間③について、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金への再加入は昭和 56 年 3 月 31 日に受け付けられたことが確認でき、この時点では免除開始は、制度上、同年 1 月からであり、これは特殊台帳の記録とも一致する。

なお、申立人の元夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 56 年 3 月 31 日に、53 年 12 月 1 日付けの資格喪失届及び 55 年 10 月 1 日付けの資格取得届が同時に受け付けられたことにより、既に承認されていた昭和 53 年度から 55 年度までの免除期間のうち、昭和 53 年 12 月から 55 年 9 月までが取り消され、同年 10 月からの免除期間となっていることが確認できる。

また、申立期間③について、申立人に係る A 市の国民年金マスターチェックリストにおいて、当該期間は国民年金保険料が未納と記録されており、特殊台帳の記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、53 年 12 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月及び同年7月

私は、昭和47年2月に結婚し、夫及び義父母と同居して、家業を手伝っていた。国民年金保険料の納付は義父が行っており、詳しくは分からないが、申立期間について、夫の保険料が納付されているのに、私の保険料が未納とは考えられない。厳格で几帳面な義父だったので、申立期間の保険料を納めていたはずである。現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人の義父は、申立人の国民年金保険料について、納付を開始した昭和47年1月以降、申立期間を除き全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間前後の期間について、申立人の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立人の義父と一緒に納付していたとする申立人の夫については、申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立人の義父の納付意識の高さを踏まえれば、申立人についても、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月、同年6月、同年7月、同年10月から56年5月までの期間、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月  
② 昭和55年6月及び同年7月  
③ 昭和55年10月から56年5月まで  
④ 昭和56年8月及び同年9月

私は、将来の生活の安定のため、A市役所に行き、国民年金保険料の口座振替による納付手続を行った。総合口座通帳には申立期間①から④までの保険料を納付した記録があるのに、未納となっており、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人が所持する総合口座通帳によると、申立期間①については、昭和55年3月29日に当時の国民年金保険料及び付加保険料の合計額と一致する金額の振替記録が確認でき、申立期間②から④までについては、同年5月から56年9月までの間において、摘要欄に「コクミン年金」と記載された計9回の振替記録が確認できる。

なお、昭和55年4月、同年5月、同年8月、同年9月、56年6月及び同年7月の国民年金保険料については、申立人が領収書を所持していたことから、平成23年7月14日付けで当該期間の記録を未納から納付済みに変更処理していることがオンライン記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①から④までの国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から同年8月まで  
② 昭和54年8月から57年3月まで  
③ 昭和61年4月から62年3月まで

平成元年に国民年金の被保険者を対象とした住宅融資を受ける際に記録を照会したときには、未納期間が無いと聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間である上、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に連番で払い出されていることがA市の国民年金手帳払出簿により確認でき、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻については、同市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料が納付されたことを示す「納付済」の押印が確認できることから、申立人についても当該期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、平成元年に国民年金の被保険者を対象とした住宅融資を受ける際に記録を照会したところ、国民年金保険料に未納期間が無いと聞いていたので、未納とされていることに納得できないと主張している。

しかしながら、申立期間②及び③について、A市の国民年金台帳、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録において、当該期間を現年度納付又は過年度納付した記録は見当たらず、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も当該期間の保険料を納付していたとする記録は見当たらない。

なお、厚生年金保険及び国民年金被保険者を対象に住宅金融公庫と併せて住宅融資を行っていたB事業団（現在は、C機構）が、平成元年に被保険者を対象に行っていた融資は、直近2年間に国民年金保険料の未納期間が無く、かつ、被保険者期間が3年以上あることを条件としていたことから、申立期間②及び③に係る保険料の納付の有無とは関連しない。

また、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年4月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から同年4月まで  
② 昭和57年11月

私は、昭和57年2月に会社を退職した際、国民年金への変更手続きを行うようとの説明を受け、A県B市C出張所で加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を同出張所の窓口で納付していた。当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和57年2月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成8年3月から同年5月までの間に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成8年6月に初めて同年5月の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認でき、これを契機に申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の記録が追加入力されていることから、この時点まで、当該期間は国民年金に未加入の期間であったものと推認される。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、当該期間に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が当該期間の保険料



を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成6年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成6年7月まで

私は、昭和59年4月に結婚して会社を退職した後、A社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫の口座からの振替又は金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月に婚姻して会社を退職後、社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を口座振替又は納付書により金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成6年6月から同年8月までの間に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、4年4月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の申立人の国民年金加入手続時点からみて、申立期間のうち、平成4年5月から6年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月から同年7月までの保険料を現年度納付することは可能であったものの、オンライン記録において、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付したとする記録は見当たらない上、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

なお、申立人が所持する年金手帳において、婚姻後の姓への変更が平成6年10月20日と記載され、申立人の第3号被保険者資格取得日(同年8月22日)は同年11月9日に入力されたことがオンライン記録により確認できる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から61年3月まで

私は、事業所に勤務していた頃の上司から、事業所を退職後に国民年金の加入を勧められたので、時期は覚えていないが、A市役所又は同市Bセンターで国民年金の加入手続を行い、両親からもらった10万円の小遣いに追加した金額で国民年金保険料をまとめて納付したことを覚えているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所を退職後、事業所の上司から国民年金の加入を勧められたので、加入時期及び納付時期は覚えていないが、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人前後の第3号被保険者（被扶養配偶者）の記録から、第3号被保険者制度が発足した昭和61年4月以降の同年11月頃に払い出されたものと推認される上、申立人に係るA市の国民年金マスターチェックリストによると、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立人の昭和61年4月1日付け第3号被保険者の記録は、同年11月26日付けで記録されたことがオンライン記録により確認できる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月、同年9月から9年1月までの期間、同年3月、同年5月、同年7月、同年8月、同年11月から10年1月までの期間、同年3月、同年5月、同年9月、同年10月、11年1月から同年3月までの期間、同年6月、同年7月、同年9月から12年1月までの期間、同年5月から同年10月までの期間、13年2月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、14年1月から同年4月までの期間、同年11月、同年12月、15年2月から同年4月までの期間、同年7月から16年3月までの期間、同年6月及び同年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月  
② 平成8年9月から9年1月まで  
③ 平成9年3月  
④ 平成9年5月  
⑤ 平成9年7月及び同年8月  
⑥ 平成9年11月から10年1月まで  
⑦ 平成10年3月  
⑧ 平成10年5月  
⑨ 平成10年9月及び同年10月  
⑩ 平成11年1月から同年3月まで  
⑪ 平成11年6月及び同年7月  
⑫ 平成11年9月から12年1月まで  
⑬ 平成12年5月から同年10月まで  
⑭ 平成13年2月  
⑮ 平成13年6月から同年8月まで  
⑯ 平成13年10月  
⑰ 平成14年1月から同年4月まで

- ⑮ 平成 14 年 11 月及び同年 12 月
- ⑯ 平成 15 年 2 月から同年 4 月まで
- ⑰ 平成 15 年 7 月から 16 年 3 月まで
- ⑱ 平成 16 年 6 月
- ㉑ 平成 16 年 8 月から同年 12 月まで

私は、申立期間を含む各年の確定申告書を所持している。当該期間について、私は、家族 5 人の国民年金保険料を一緒に納付し、確定申告の際、税理士に納付済みの領収書を渡していたので、当該確定申告書に記載された国民年金支払保険料額が家族 5 人の年金記録に基づいた納付額と相違し、私の申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年から 16 年までの所得税の確定申告書（控え）を提出し、家族 5 人の国民年金保険料として納付した金額がオンライン記録の納付額と相違していることに納得できないと主張している。

しかしながら、申立期間①から㉑までについて、申立人が提出した平成 8 年から 16 年までの確定申告書（控え）に記載された各年の国民年金保険料総額は、申立人及び当該年に同居していた家族が納付すべき保険料額を大きく下回る上、オンライン記録によると、申立人及びその家族には、8 年、9 年、10 年及び 15 年において、保険料を過年度納付した記録が確認でき、提出された当該確定申告書（控え）では、申立人を含め、納付した者及びその者の納付月数を特定することができず、申立人も「誰の分を」、「いつ」、「どのくらい納付」したか分からないと供述しており、申立人が申立期間①から ㉑までの保険料を納付したことをうかがわせる関連資料とみることはできない。

また、申立期間は 22 回に区分されているが、その大部分は、平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっている時期である上、当該期間の国民年金保険料を金融機関において納付した記録が、長期間かつ複数回にわたり漏れるとは考え難い。

さらに、提出された確定申告書（控え）を除き、申立人が申立期間①から ㉑までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私は、市役所から国民年金の書類が送付されてきたので、母親が国民年金の加入手続を行い、後日、郵送で年金手帳の交付も受けた。申立期間の国民年金保険料は、母親が当時は学生だった姉の分と併せて納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成4年11月又は同年12月頃に国民年金の加入手続を行い、当時、学生だった申立人の姉の国民年金保険料と併せて納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年7月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、4年11月又は同年12月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、時効とならず納付可能であった平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料を、過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付することができず、申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、兵庫県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、申立人の姉は、平成3年5月に国民年金手帳記号番号が払い出され、



学生が国民年金の強制加入被保険者となった同年4月から国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年3月まで

私は、20歳になった昭和44年には年金制度について知っており、同居の父親が国民年金保険料を納付していた。厳格で几帳面な父親であり、申立期間の保険料が未納とは考えられない。特に、47年の記録については、妻は納付済みであり、私の保険料が未納であることなどありえない。現在の年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月頃から、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この加入手続の時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であり、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を特例納付及び過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

なお、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和46年11月に払い出されており、前後の被保険者の記録から、申立人の妻に係る国民年金加入手続は47年2月頃に行われたものと推認でき、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年3月16日に現年度納付していることが、A市の国民年金保険料収滞納一覧表により確認できる。

また、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から47年3月まで

私の母親は、私が昭和37年8月に会社を退職した際、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、母親が家族の分をまとめて納付していたと思う。現在は母親も死亡しており、申立期間当時の状況が分からないが、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年8月に会社を退職した際に、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和47年4月にA市において夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は既に時効により保険料を納付することはできず、申立期間の保険料を納付するには特例納付、過年度納付及び現年度納付によることとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該記録は見当たらない上、申立人から保険料を遡って納付したとの主張も無い。

なお、申立人は、その弟と昭和42年5月にB市において国民年金手帳記号番号が連番で払い出された記録が国民年金手帳記号番号払出簿に記載されているが、同払出簿には「取消 台ナシ」とも記載されており、申立人及びその弟について、当該手帳記号番号による国民年金保険料の納付記録は見当たらない。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和63年10月末日に、C社（現在は、D社）に移籍し申立期間も継続して勤務したにもかかわらず、移籍時の厚生年金保険被保険者記録が1か月空白となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた昭和63年10月末日にC社に移籍し、申立期間も勤務した。」と主張しているところ、A社の申立期間当時の事務責任者の供述及び申立人の移籍についての詳細な供述から、申立人は、申立期間に同社からC社に移籍したことが推認できる。

しかしながら、B社は、「当社がA社の経営権を取得したのは平成23年3月1日であり、取得以前の関係書類等は同社から引き継いでいないことから、申立人について、申立てどおりの届出を行ったかどうか、申立期間の厚生年金保険料を納付したかどうかは不明である。」と回答している上、A社の前述の事務責任者は、「申立期間当時の資料が無いことから、申立人が同社を退職した日はいつか、申立人の退職時の給与精算の際に申立期間に係る厚生年金保険料を控除したかどうか、申立人が同社を退職した時の保険料控除についてC社と調整したかどうか等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除等をうかがわせる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人の雇用保険被保険者記録によると、A社における離職日は昭和63年10月30日であり、C社における被保険者資格取得日は同年11月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 1 日に A 社 B 支店（現在は、同社 C 支店）に入社し、D 課に配属され、臨時職員として E 職をしていた。しかし、年金記録によると、同支店における資格取得日が 33 年 7 月 1 日となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 支店を退職後に勤務した事業所の回答から判断すると、申立人が、昭和 33 年 7 月 1 日以前から同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 C 支店が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は、昭和 33 年 7 月 1 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致する上、同支店では、「上記の資料以外に申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に関する資料は無く、申立期間について申立人に係る社員名簿等の資料も見当たらないため、申立人の申立期間当時の在籍や雇用形態については不明であり、申立てどおりの届出をしたか、申立期間において保険料控除をしたかも不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、A 社 B 支店に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間頃に被保険者記録を有する元従業員のうち、申立人が記憶する同僚の姓と同姓の 13 人に照会したところ、回答があった 10 人のうち 3 人が、申立人と同様、「臨時職員の E 職」だったと供述しているものの、当該 3 人は、いずれも「自己の記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していない。」と供述しており、このうち申立人と同日の昭和 33 年 7 月 1 日に資格を取得している



二人が供述する自身の入社日は32年6月及び同年9月であり、33年3月1日に資格を取得している残りの一人が供述する入社日は31年8月であることから、申立期間当時、同支店では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該3人はいずれも「給与明細書は保管しておらず、未加入期間の保険料控除については不明である。」と供述しており、厚生年金保険に加入するまでの期間における保険料控除を裏付ける証言等は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 22 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日に A 団体に採用され、B 事務所（現在は、C 地方本部 D 事務所）に配属された。E 資格として採用されたため、当初は団体の規定により臨時的任用となり、E 資格国家試験に合格し、免許登録後の同年 5 月 23 日から正職員となった。臨時的任用であった期間は厚生年金保険に加入していたと聞いているが、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 団体から提出された人事記録及び C 地方本部 D 事務所から提出された辞令交付簿により、申立人が、申立期間において同団体職員（臨時的任用）として同団体 B 事務所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 団体は、「厚生年金保険に加入させていなかった場合、給与から保険料は控除していない。」と回答しており、C 地方本部 D 事務所も、「現在は臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時、加入させていたかどうか分からない。厚生年金保険の事務手続について、現在は、C 地方本部内の全ての事案について地方本部がとりまとめているが、平成 13 年 3 月以前は地方本部内の事務所において、各所属の担当者がそれぞれ行っていたため、所属する部署によっては、一括して手続が行われなかった可能性は否定できない。」と回答している上、申立人が B 事務所の事務担当者として名前を挙げた者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、C 地方本部 D 事務所が保管する辞令交付簿によると、昭和 49 年 4 月から 50 年 4 月までに B 事務所において臨時的任用の職員として発令された職

員が申立人のほかに3人確認できるところ、オンライン記録によると、当該3人は、いずれも同事務所に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、このうち、申立人と同日の49年4月1日に臨時的任用職員に任用された元職員は、「正規職員になるまでの臨時的任用職員だった期間の厚生年金保険の記録は無いが、当時の給与明細は保管しておらず、この期間中の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていない。」と供述しており、申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人が、同時期にE資格としてA団体に採用され、それぞれ別の事務所に配属された職員として名前を挙げた3人に照会したところ、3人全員が「E資格免許を取得するまでの期間は臨時的任用職員だった。」と供述し、このうち二人は正職員になるまでの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、残りの一人の同保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、A団体B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月16日から同年11月1日まで

私は、申立期間において、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該事業所は、社会保険に加入していたのだから、私の給料から厚生年金保険料を控除していたはずである。当該事業所の事務担当者は、定年まで勤務していたと思うので、この事務担当者に確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA事業所の事業主及び複数の元同僚の姓が当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる上、元事務担当者を含む元従業員二人が、申立人を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人を記憶する上記の元従業員二人から聴取しても、申立人の勤務期間を特定できる証言は得られない上、このうち一人は、「申立人が勤務していた期間は短かったと思う。」と証言している。

さらに、A事業所の複数の元従業員が、「仕事がきつく、すぐに辞める従業員が多かった。」と証言しており、当該事業所の元事務担当者も「すぐに辞める従業員が多かったので、しばらく試用期間をおき、勤務態度を見てから、社会保険に加入させていた。本人の希望により加入しない者もいた。申立人の給料から保険料を控除したかどうかは分からないが、社会保険に加入していない従業員から保険料を控除することはない。」と証言している上、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、聞き取

り調査のできた12人のうち8人が、「当該事業所に就職した日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」と証言していることから、当該事業所では必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。